

# 身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人 三重県厚生事業団  
三重県いなば園

## 1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

- (1) 利用者一人ひとりにも様々な障がい特性があり、職員全員がその障がい特性を理解し、身体拘束を安易に使用することなく支援を行う。
- (2) 「緊急やむを得ない場合」を除いて、身体拘束の防止に努める。

## 2 身体拘束に該当すると考えられる行為

- (1) 車いすやベッド等に縛りつける
- (2) 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- (3) 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (4) 支援者が自身の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- (5) 行動を落ち着かせるために、自分の意思で開くことの出来ない居室等に隔離する
- (6) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

### 【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように車いすやベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又、皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないようにY字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐためにベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

「厚生労働省の身体拘束ゼロへの手引き 2001年3月」

### 3 緊急やむを得ない場合に行う身体拘束（身体拘束の3つの要件）

#### （1）切迫性

利用者本人又は他の利用者の生命、身体、権利が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを複数職員で確認すること。

#### （2）非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手段が存在しないことを複数職員で確認すること。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択すること。

#### （3）一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。一時性を判断する場合には、本人の状態像に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定すること。

### 4 身体拘束適正化に向けた体制

（1）身体拘束の廃止に向けて、虐待防止委員会内に身体拘束適正化検討委員会（以下、委員会という）を設置する。

（2）定期的な研修の実施（研修は年1回以上実施）

（3）記録の整備（やむを得ず身体拘束を行った場合は必ず記録して残す）

### 5 身体拘束等発生時の対応に関する方針

身体拘束等を行わないことが原則であるが、利用者又は他の利用者の生命、身体を守るために、緊急やむを得ない場合に3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たした上で以下の対応を行う。

#### （1）委員会の開催

身体拘束等の適正化のための対策について、全体で情報共有し今後の未然防止及び再発防止につなげ、全体で取り組むため委員会を設置する。委員会は各寮・課において検討した事例についての報告をもとに、改善に向け検討を行う。

- ① 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ② 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続
- ③ 身体拘束を実施した場合の解除の検討

#### ④ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

##### (2) 職員研修

身体拘束等の適正化のための職員研修を原則年1回以上各課・寮において実施する。また、新規採用時研修に取り入れ、研修を実施する。研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底するものとする。

##### (3) 利用者本人及び家族に対する説明

緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、速やかに家族又は後見人等に連絡し承諾を得る。連絡が取れない場合には、身体拘束実施後、家族又は後見人等に説明し、承諾を得る。(別紙1:身体拘束に関する同意書)

##### (4) 記録と再検討

身体拘束を行った場合には、すべて記録として残す。(別紙2:身体拘束観察記録用紙、別紙3:身体拘束一覧) 実施期間終了後に身体拘束を継続するか否かを検討し、継続する場合は家族及び後見人等に継続の理由などを説明する。また身体拘束実施者の個別支援計画の改訂は3か月に一度実施し、個別支援会議を開き説明を行う。(個別支援会議には必要に応じて出身市町の行政担当者にも出席を依頼する)

##### (5) 身体拘束の解除

利用者本人の状況の変化や支援の改善策等により、身体拘束が不要になった場合は、速やかに身体拘束を解除する。

## 6 当該指針の閲覧について

当該指針は、各事業所内に掲示等するとともに、事業所のホームページに掲載し、利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

## 附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する

この指針は、令和6年9月1日より施行する